

# 文化財建造物の被害例及び対策

落亀利章

## 1. まえがき

この項は亡き文化庁文化財主任調査官西條孝之先生の指導の元に私が現場に入り施工監理を実施した記録を纏め思い出すままに列記する事とした。

重要文化財木造建造物は、石造にくらべて火災に対して非常に弱い。明治以後、文化財に指定された建造物は、主として堂塔や社殿をはじめ、城郭及び書院等が中心に指定されているが、昭和25年文化財保護法（法律第二百十四号）が制定された後、庶民の歴史を知るうえにおいて大切な民家や、明治洋風建築から橋梁、船舶などを含めた、産業遺構にいたるまで、指定されてきた。

これらの文化財建造物は、栄古盛衰の歴史を繰返しながらも、幸いにも幾度の災害から難を免れたものが残った。

これら文化財建造物の屋根は、茅・檜皮・こけらなどの植物性の材料で葺かれているのが四割を占めているため、飛火などの近隣からの危険性が非常に高い。

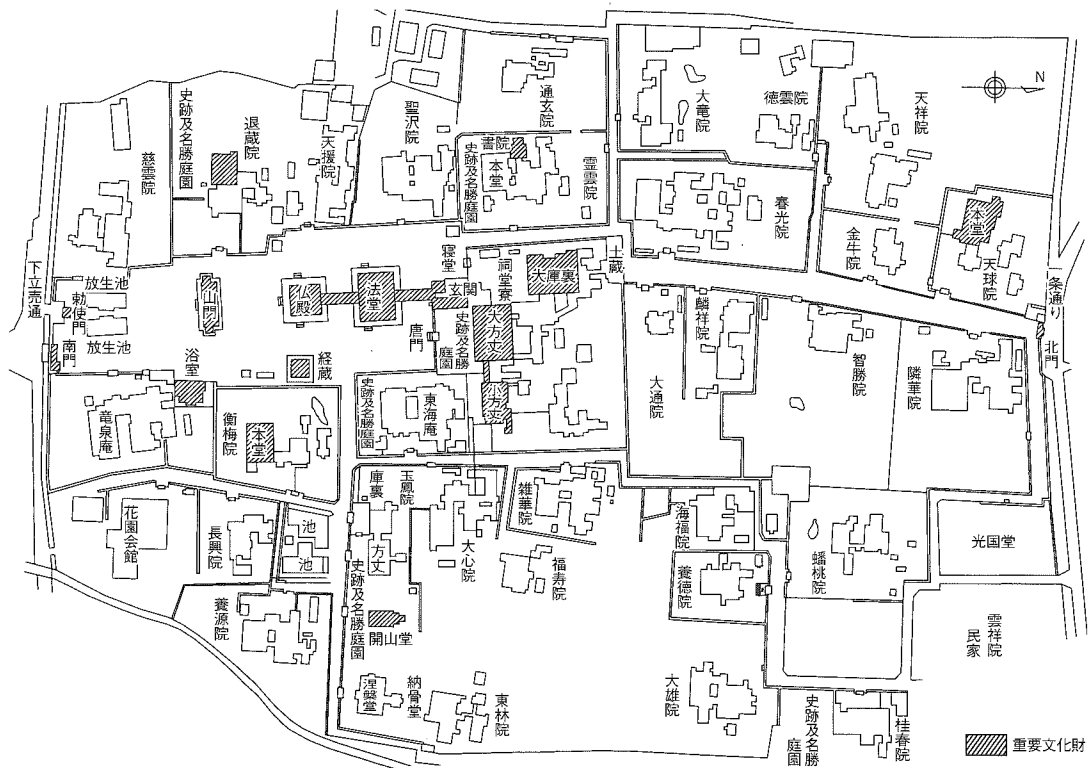
このような文化財建造物の過去の焼失あるいは焼損の火災に対して原因は雷・飛火・類焼・放火・花火・火気の不始末・不審火・戦災などがあげられる。この中で飛火が最も多い。次いで放火の事例が多く、これに次いで落雷が挙げられる。いままで見られなかった花火も原因となって、檜皮葺や茅葺などの屋根から出火している例が多い。幸いにも出火の大半は早急に発見されて、屋根や小屋組を焼損する程度で喰い止められてきたのは、不幸中の幸いというべきである。

これらの火災を防ぐには、なにはともあれ火災の発生を早期に的確に発見し、早急な初期消火が先決な急務である。それには自動火災報知設備がある。その設備もまた天災に対処する必要がある。以降文化財建造物の自動火災報知設備の被害例と対策を示す。

## 2. 妙心寺の雷害例

### 2. 1 妙心寺塔頭の自動火災報知設備雷害

昭和55年7月24日の正午前後に、俄に京都周辺の一帯に雷鳴をともなった集中降雨があった。この時、妙心寺の塔頭、玉鳳院方丈の背面に接続している昭堂の東北隅から5mほど離れた杉の立木（高さ約18m、目通り約75cm）に落雷があつて、玉鳳院を初め大心院・東海庵などと、近接の建物に設置した自動火災報知設備に被害を生じた。



第1図 妙心寺境内略配置図

従来から重要文化財建造物周辺の樹木などに落雷があつて、自動火災報知設備の端子盤のヒューズの切断、機器の損壊した話をよく聞く。これまで報告された被害は比較的小さいので、その都度ヒューズや破損した機器を取替えて復旧整備されている。

この機会に落雷のあつた妙心寺境内の場所と、被害を受けた自動火災報知設備の状況を報告すると共に、文化財建造物を理解して載くため、妙心寺の概要、落雷のあつた樹木にほど近い玉鳳院周辺の建物とその周辺の状況、妙心寺境内の防災設備の設置状況などを記し、今後の参考資料としたい。

妙心寺は、山号を正法山と称し、臨濟宗妙心寺派の総本山で京都市右京区花園にある。花園上皇の御願により延元2年(1337)に、花園離宮を自ら改めて正法山妙心寺とし、関山慧玄和尚を開創とした。暦応年間に伽藍の諸堂宇を建立した。その後、応仁の戦乱により、全山ことごとく焼亡した。やがて乱がおさまるや細川政元が奉行となり、妙心寺の再興を企図したものの、容易に竣工しなかったが、後土御門天皇より再興の諭旨を賜って、羅災後の伽藍が漸くにして旧観に復された。永正6年(1509)には美濃の齊藤利国夫人利貞尼の庇護によって山門・仏殿・勅使門等の建立と共に寺域も大いに拡張された。

現存する建造物は、小万丈や玉鳳院関山堂および同四脚門と霊雲院書院を除けば、何れ

もその後の再建で、桃山から江戸時代のものである。伽藍の配置は整然として残り、禅宗伽藍配置の好例である。

妙心寺仏殿・法堂・山門・大方丈・浴室などと塔頭寺院の建造物を含み、19棟が重要文化財に指定されている。また、かずかずの貴重な美術工芸品を所蔵し、境内は史跡であり、庭園数カ所が史跡・名勝に指定されている。

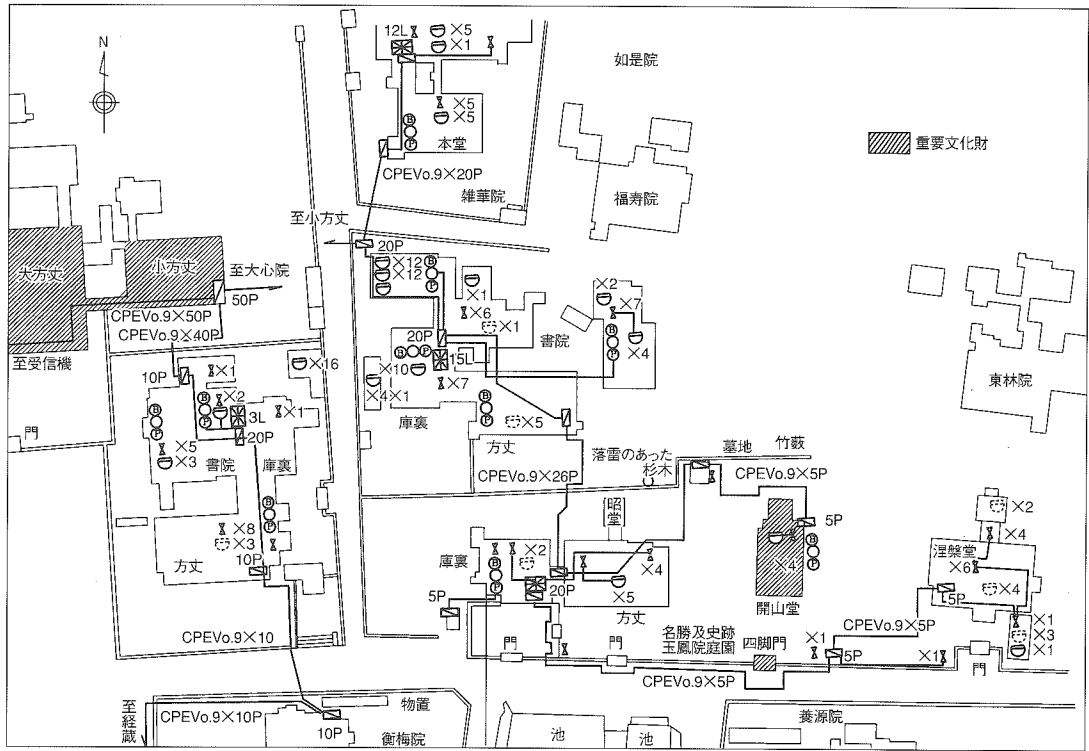
玉鳳院は、前述の通り妙心寺の塔頭寺院で（第1図）南北に並列する仏殿と法堂間を東へ通じる参道の北側に位置し、開山堂（重文）・方丈・庫裏からなり、南に四脚門（重文）を開き、周囲に塀を廻らしている。

開山堂は、桁行三間、梁間四間、一重、入母屋造の本瓦葺で南面して建つ。この堂の建立年代は明らかではないが、正法山誌によれば、往古に東福寺から買求め移建したことが記され、昭和33年の解体修理の際、地垂木に「東福寺」の刻印が発見されて、東福寺から移建したことが裏付けられている。移建の時期については詳かでないが、部材に天文6年（1537）の墨書があり、また棟札には天文7年2月27日の立柱上棟とあることなどから、天文年間に移建したものと解されている。現存建物は、細部の手法に至るまでよく室町時代の特徴を備えた禅宗様建築である。

開山堂の南に重要文化財の四脚門（微笑庵前門）がある。この門は檜皮葺の平唐門で、寺誌によれば、応永16年（1409）後小松天皇から皇居の門を寄附され勅使門としていたが、慶長15年（1610）に現存の妙心寺勅使門を新築する際、改めて現在地に移したものであるという。

玉鳳院境内には、開山堂より東へ約20m、昭堂西側の約2m、南は塀内、北は大心院との境界塀の区域に枯山水の玉鳳院庭園があり、その作庭は江戸時代中期といわれ、名勝に指定されている。そのほか明暦2年（1657）建立の方丈、その前方に寛文年間、淀屋辰五郎の建立という檜皮葺の唐門があって、獅子口上端に宝永6年（1709）の箋書がある。また庫裏の西方に建つ鐘楼は、桃山時代の様式をもち梵鐘に慶長の刻銘があるなど、玉鳳院には貴重な遺構が数多い。

次に落雷のあった樹木を中心に各塔頭の配置を見れば、南側は前記の玉鳳院が、更に参道を隔て南に養源院・長興院東は妙心寺の涅槃堂（礼拝堂）や東林院がある。北は玉鳳院と塀を一つで大心院、西は道路を隔てて東海庵があって、それぞれ美術工芸品の絵画・書跡を所有し、東海庵庭園は名勝・史跡になっている。西南方には衡梅院があって、その本堂は棟札から慶長9年（1604）建立されたことが明らかであり、重要文化財に指定されている。妙心寺境内はよく知られる通り史跡に指定され、重要文化財・名勝庭園など限られた地域に数多く現存することは特筆すべきことである。



第2図 玉鳳院周辺自動火災報知設備略図

## 2. 2 妙心寺境内の防災設備の設置状況

同寺境内の防災設備は国庫補助事業として、昭和39年度から同42年度にかけて、自動火災報知設備を初め消火栓設備およびドレンチャー設備を施すほか、雷災害を未然に防止するための避雷設備など、全山の指定建造物とこれに近接する建物にも設備して、防災設備の充実を計ると共に整備を行われていた。

特に、被害のあった樹木に最も近い玉鳳院開山堂・方丈・庫裏と衡梅院本堂には、棟上方式で避雷設備を設置している。そのほか消火栓設備に併せ、玉鳳院万丈は椽皮葺のため延焼防止の面からドレンチャー設備も施している。

以上、設備の概要を記したが、今回の樹木の落雷によって直接被害を生じた自動火災報知設備について記述する。

妙心寺山内の塔頭には、個々にP型一級の受信機を備え付け、万一の火災発生の場合を考え、妙心寺本坊関係・境内の北方天球院地区・本坊西の霊雲院地区・玉鳳院地区の四ブロックに分け、更に本山の受信機に各塔頭ごとに表示される仕組みになっている。

玉鳳院周辺の自動火災報知設備は、玉鳳院・大心院・雑華院・東海庵・衡梅院の各建物に亘って設定されている。玉鳳院の自動火災報知設備はP型1級8窓の受信機を庫裏に備

え、庫裏・鐘楼・方丈・唐門などそれぞれの建物を必要な警戒区域に分けて、火災表示できるよう仕組んでいる。なお、涅槃堂玉鳳院・四脚門・祥雲院霊屋は、妙心寺全山の防火態勢の関係から本山の受信機に直接、火災を報知できるよう設備されていた。

玉鳳院関係の電路系統は第2図に示す通り南北二つの系統に分かれる。この二つの系統はいずれも本山送りの電路で、涅槃堂の端子盤から四脚門東側の端子盤を経過するものと、開山堂と祥雲殿霊屋の二棟を取纏め、玉鳳院茶堂の北側縁下の端子盤に縦ぎ込み、玉鳳院関係の本山送りの電路と併せ、大心院床下の端子盤に送る。大心院はこれを受けて北に隣接する雑華院の端子盤を経て、本山の受信機に至っている。

衡梅院は、妙心寺経蔵（重文）およびこれより以南の各々の建物を、同院の境内北側の端子盤に集め、更に東海庵方丈の端子盤に送る。東海庵はこの配線を含んで妙心寺小方丈の端子盤を経て本山の受信機に表示されるよう設備されている。

被害の状況 落雷のため爆裂した杉の立木は数メートルにわたり、樹皮が剥がれ雷衝撃による被害の激しさを物語っている。これによって被害を受けた玉鳳院など塔頭寺院の自動火災報知設備の機器を列挙すれば

- 1 杉の立木より東に約7m離れた祥雲殿霊屋に設備した、分布型感知器の保護箱が破壊したため、感知器が放出状態となり空気が切断、端子盤（5p）ヒューズ10本。
- 2 玉鳳院開山堂の端子盤（5p）ヒューズ10本切断。
- 3 大心院受信機内の電源ヒューズ切断。同下端子盤（20p）ヒューズ13本、方丈東南の床下端子盤（20p）ヒューズ20本と北西屋外端子盤（20p）ヒューズ22本がそれぞれ切断。空気の一部分に穴開け発生。
- 4 東海庵受信機下の端子盤（20p）ヒューズ19本切断。
- 5 小方丈の床下端子盤（50p）ヒューズ36本切断。

以上の被害を受けた。調査の結果、1の被害は、祥雲殿霊屋は正面一間。側面二間、こけら葺、入母屋造の禅宗様の建物で、内部天井および軒桁と木負に空気を配線して、分布型感知器を塀の腕木に取付けていた。従って落雷の際、衝撃によって塀の瓦が飛散して保護箱を破壊するとともに、空気を切断したものと判断された。空気の切断が二次的被害と判断された理由に

- ① 空気が溶解せず押しつぶされている。
- ② 分布型感知器の「ダイヤフラム」の溶解は認められない。
- ③ 接続する電線に変色は認められない。
- ④ 収納箱に取付く金属類に焦げ跡が認められない。

などが挙げられる。1から5の端子盤のヒューズ、電源ヒューズの切断は地下からの誘導

電流によって切断されたもので、受信機や感知器などには異状なく、正常に作動することが確認された。また、大心院庫裏の空气管の一部に穴が開いても、分布型感知器は異常なく作動することから見て、誘導雷によって生じた二次的な異常電圧による現象ではないかと判断された。

以上、落雷による妙心寺塔頭の被害例を挙げたが、特に雷の多発地帯にある重要文化財建造物等に設置した自動火災報知設備が、この種の誘導雷によって被害を被ることはままある。これまでに最も被害の多い事例は、日光二社一寺がある。当社寺の場合は、誘導雷によって端子盤のヒューズの切断、煙感知器の作動不能、終端抵抗不能、受信機の半導体の破壊、空气管の損傷など、各種の二次的被害を経験している。これがため当社寺では雷鳴の状況をよく察知したうえで、自動火災報知設備の常用電源を切り、非常電源に切替えるとともに、被害を生じた場合は速かに故障した箇所を復旧整備できる態勢をとっている。

重要文化財建造物に設置した自動火災報知設備を誘導雷の電気エネルギーなどの被害から守るため、受信機・端子盤・感知器などには、接地を施すほか避雷器を取付け事故を未然に防ぐよう対策を講じているが、適切な保護対策のないのが現状である。

従って、自動火災報知設備を非常の際に有効にその機能が発揮できるよう日頃から定期的に点検し、整備を行い万全の状態に維持、管理することが必要である。

落雷による自動火災報知設備の保護として別項「延暦寺の防災」に避雷装置の開発と、その機器を延暦寺に於いての現地実験と実験室による落雷模擬試験を行った事例を記載した。

### 3. 日御碕神社塩害

日御碕神社では、空气管（銅）とステップル（鉄）の接触する個所に電飾を生じた。この空气管の取替えに併せ、技術上の規格に適合するよう、全面的な改修を行うことになった。

しかし海岸にほど近いところにある文化財建造物などに設置した自動火災報知設備の塩害による被害は、千葉県大原町所在の大聖寺本堂（重文）・広島県宮島町の厳島神社本殿ほか社殿（国宝・重文）などが挙げられるだけで、その事例は比較的少ない。これらの被害は、いずれも設備を設置してから10数年を経過しており、差動式分布型感知器の空气管が塩害のため酸化し、ひいては作動不能となったものである。これらについては部分的に取替えるなどして、保守の万全を期し、火災の早期発見のため、自動火災報知設備の機能の発揮に努めてきた。

この項で取り上げる島根県所在の日御碕神社は島根半島の頸部にあつて社地の西側から南側にかけて、日本海の荒海が真近に迫り、冬期には季節風がしぶきをともなって社殿に吹きつける。日御碕神社の境内配置は、第3図に示す通りである。東西北の三方が高台で

南側は石垣を築いて社地を造成し、東西のほぼ中央に楼門を開き、南面に廻廊をめぐらす。

日沈宮<sup>ひしずみのみや</sup>本殿・幣殿・拝殿は社地の中央西寄りにあって、本殿は一段高い石垣上に玉垣に囲まれて建つ。

禊所<sup>みそぎしよ</sup>は拝殿の南側で回廊との間にあり、門客人社<sup>かどまろうしや</sup>は楼門を入った左石に、ほぼ同規模・同型式からなる二棟が相對して建っている。

神の宮本殿・幣殿・拝殿は、社地東北方の高台にあって西南に面し、本殿は一段高い石垣上に玉垣に囲まれて建つ。また宝庫は社地の北寄りの一段高く造成した位置にある。神明鳥居2基のうち1基は、楼門の東方約50mの位置に、もう1基は社地の西南方の海岸に海に面して建っている。

### 3. 1 既設消防用設備等の現状

当神社社殿は、昭和28年3月31日付で日沈宮本殿ほか13棟が重要文化財に指定された。その消防用設備等については、指定以前はおろか、その後10数年間、小規模な貯水槽と簡易消火器を備える程度で、防災上の見地から寂寂たるものであった。それがため神社では平常の管理に併せ、警備体制に細心の注意を傾注し、職員をして昼夜を通じ社務所に居住せしめて管理の強化を計られてきた。

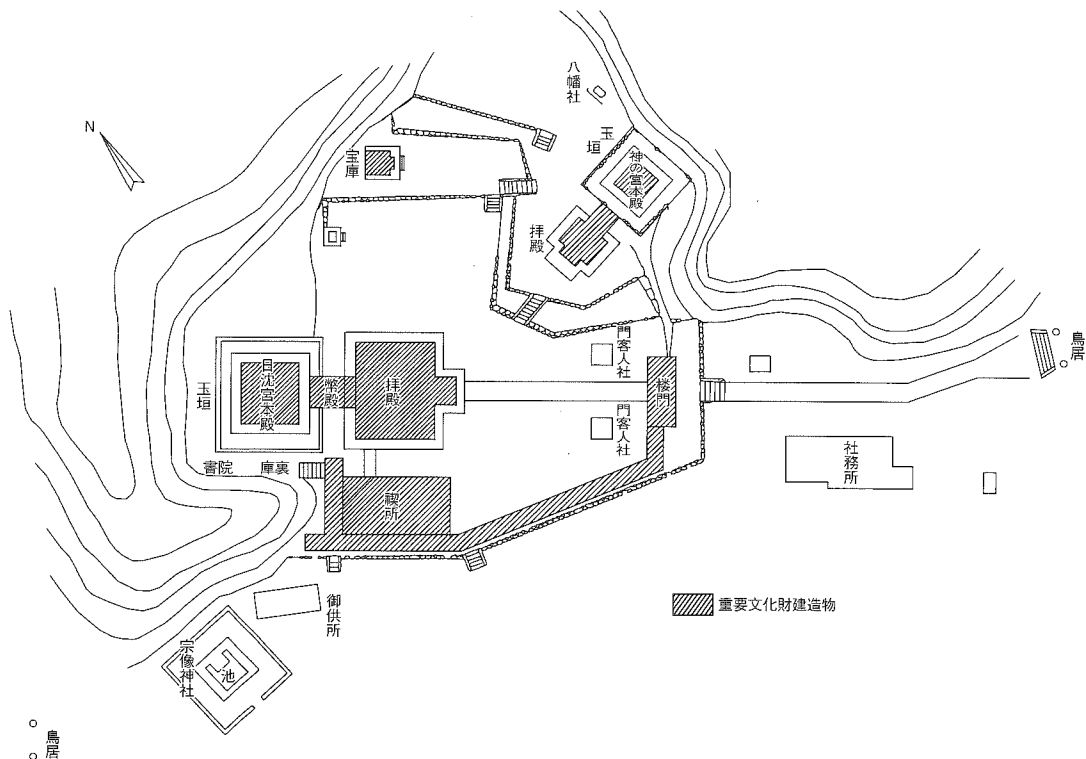
その後、指定された建造物などの屋根は、耐用年限を越え腐朽が著しくなっていた、建物の随所に破損を生じたので社殿の修理工事を行っている。これを機会に修理と並行して消防用設備等の充実を図り、文化財の保存と活用を行おうとする機運が高まった。従って、現在義務設置となった自動火災報知設備のほか、漏電警報設備・屋外消火栓設備・避雷設備など、総合防災施設を境内全域の建物に設置して現在に至った。

### 3. 2 自動火災報知設備の塩害状況

当神社の場所と境内環境の概要は先にも述べたが、西側は数10m隔てたほど近くが海岸で、入海となって地域漁民の少許の船泊まりとなっている。この海岸に画して石造明神鳥居(重文)が立ち、そこから社地の南面を東西に通る参道が、冬期には恰好な潮風の通り道となって、楼門および廻廊などに強風が直撃する関係で、この2棟の建造物全体が潮垂れるほどの吹付けとなる。そのため他の建物に比較して2棟の塗装や彩色は、修理のあとことのほか褪色が目立つ。また社殿は全般に亘って飾金具や金属類などの錆が著しい。

このような状況下にある自動火災報知設備も御多分にもれず、分布型感知器の空気をはじめ鋼製の端子盤、特に蝶番が塩害によって錆付き、ひいては内部の端子さえ酸化している始末であった。

当神社では、昭和54年4月26日に消防法第17条の三第三項に基づく自動火災報知設備の点検を行っていた。その点検結果に係わる維持台帳の記録によれば、予備電源・受信機・



第3図 日御碕神社の配置図

発信機・表示灯・地区音響装置その他附属品とともに、差動式分布型感知器・補償式スポット型感知器および定温式スポット型感知器など、適応性と機能について障害なく正常と判定されている。にも拘らず建物の軒廻り・床下や縁廻りに設置した差動式分布型感知器の空気管と、検出部との接続部11ヶ所、そして同空気管の各所が塩害により腐蝕して機能障害を生じ不良と報告されている。

差動式分布型感知器（二種）の作動不良となった11ヶ所の警戒区域は（日沈宮玉垣・日沈宮拜殿・神の宮拜殿・神の宮拜殿床下・神の宮玉垣・神の宮本殿・本殿本殿床下・楼門）である。

表1からも明らかなように、直接潮風の吹付ける海岸に面した楼門の軒桁部分の空気管は、殆んど腐蝕してその機能を発揮していなかった。しかし下層内部は開放的であるにも拘らず、空気管は全般的に酸化している程度であった。そのうちでも特にステップ個所の酸化がより目立つことが指摘される。廻廊の化粧棟木に取付けた空気管は、北側すなわち門客人社側より、連子窓から潮風が吹込む海岸に面した南側の酸化が著しかった。

日沈宮社殿関係では、本殿とこれを囲う玉垣、それに幣殿および拝殿の空気管は、南側が全面的に酸化が著しく、特に玉垣と拝殿の軒桁に取付けた空気管は腐蝕していた。しかし本殿の軒桁部分の空気管は南側にある樹林、あるいは禊所などが強風の障害となるため

警戒表示	建 物 名 称	個数
No 1	禊 所	1
No 2	禊 所 床 下	1
No 4	日没宮 玉 垣	1
No 7	〃 拜 殿	1
No 10	神の宮 拜 殿	2
No 11	神の宮 拜 殿	1
No 12	神の宮 拜 殿	1
No 13	神の宮 拜 殿	1
No 14	神の宮 拜 殿	1
No 16	神の宮 拜 殿	1

表1 不良箇所

楼門・拜殿・禊所の軒桁廻りの空气管に比較して被害は軽微であった。禊所は廻廊が遮蔽となるので被害は少ないものと予想したが、意外にも床下部分に取付く空气管は腐蝕して機能を失っていた。

神の宮社殿は、社地西北方の高台にある関係で、社殿の軒桁・床下および縁下部分の空气管の被害は、日沈宮社殿外部の空气管より酸化による腐蝕は甚大であった。このほか門客人社2棟ならびに宝庫に取付く空气管-端子盤なども酸化が目立った。

以上、日御碕神社社殿の既設の自動火災報知設備の塩害による被害状況の概要を述べたが、この被害状況を総括すれば、

- 1 建造物の軒桁・床下および縁下廻りなど、外部に設備した差動式分布型感知器の空气管の被害は大で、特に建物の床下・縁下の部分は塩害による被害のほか、鉄製の締付金具や銼と接触する部分の空气管（銅）の腐蝕は著しかった。
- 2 屋内に取付くスポット型感知器の酸化による被害は少ない。差動式分布型感知器の空气管にあつては、常時開閉される出入口に近い天井部分に局所的な酸化が認められた。
- 3 屋内配線用のビニール絶縁電線・市内対ケーブル、地中配線用ビニール外装ケーブル等には被害は認められなかったが、接続端子あるいは結線部分に酸化が認められた。
- 4 感知器保護箱および端子盤など銅製のものは、殆んどすべてに酸化が目立った。
- 5 受信機、そのほか屋内に取付く機器類にも多少の酸化は認められたが機能に支障はない。

従って、当神社の自動火災報知設備の被害状況から見て、外部に取付く空气管の全面的な塩害対策と、端子盤の保護対策などが必要と判断された。

### 3. 3 改修計画の検討と実施内容

当神社の自動火災報知設備改修に先立ち、島根県教育委員会並びに神社の要請で、昭和50年6月下旬に被害状況の現地調査を行った。調査した後で関係者を交え、今後、いかに自動火災報知設備を改修すべきかの基本対策について協議された。その協議の内容は、

- 1 改修の実施時期は当該年度の予算との関係もあり、昭和55年度に国庫補助事業として全面的に改修されることになった。
- 2 改修に関連してすでに提出されていた改修計画は、ただ単に既設機器を取替えるもので、対塩処置を考慮した施工内容ではないためこれを取止められた。今回の改修

には設備を塩害から守るため、現段階での最良な施工方法が必要であり、かつ経費負担の増大を最少限にとどめて、しかも既設設備より以上とすることが必須条件になった。

- 3 建物の軒廻り、床下および縁下廻りなど外部の感知器を省き、建物内部だけに止めることの検討。これについては昭和8年に、当時はじめて京都市所在の国宝蓮華王院本堂（三十三間堂）に設置した自動火災報知設備が同11年5月4日未明、床下から出火した際いち早く感知して警報されたので大事に至らず消し止めた事例は周知のことである。火災の早期発見の事例からも、空气管や機器の腐蝕程度で警戒範囲を省き、今後もし不祥事でも生じた場合、取り返しがつかないので、警戒範囲は従来通りとなった。
- 4 建物の保護の立場から防潮対策として、植樹するか樹木の移植、あるいは各期間における組立式鉄骨造の防潮網の設備などの検討。この地における冬期の潮風は予想以上の強風で植樹はおろか移植しても根付かないのが現状であり、また防潮網の建設にあっても、数々の問題を生ずる虞が予測されるので、この件は今後の検討事項となった。
- 5 自動火災報知設備のうち、外部に設備した分布型感知器および端子盤などに塩害の防除処置を講じる場合、建物の性格をよく鑑みて外観的に違和感を与えることなく、自動火災報知設備の設置および維持に関する技術上の基準を達成すること。

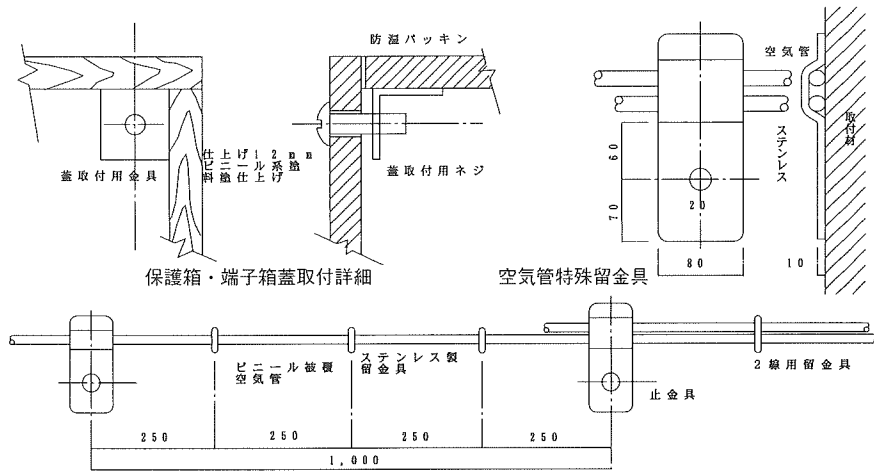
以上、自動火災報知設備改修の事前協議のほか、屋外消火栓設備の加圧送水装置、ポンプ室扉などの取替えを併せ行う方針を確認した。この設備改修は単に当神社だけの問題に止まらず、文化財保護に携わる一般にも関係するものと判断した。

よって、社団法人日本火災報知機工業会の協力を得て、同工業会技術部から技術者3名を派遣して戴き、被害調査にあたった。

その結果、従来の施工方法に調査報告を加味し、更に建物の性格や経費の点をも考慮して改修計画を立案された。

外部に設置する機器を塩害から防御するための処置として、最も単純で効率のよい取付方法を選択したのが第4図である。なお、昭和44年自治省令第三号「消防法施行規則の一部を改正する省令」によって、従来の差動式分布型感知器の非火災報を防止するため、一の検出部に接続する空气管長は100m以下となったが、当神社の場合は改正前に設備した関係で、同感知器32個のうち22個の空气管長が現在の規定長より長かったため、今回の改修に際し、すべて規定長となるよう改めた。

当神社の自動火災報知設備の改修内容は、左記の通りである。表2は改修後を示す。



第4図 空気管設置方法

表2 自動火災報知設備機器取付内訳

感知器以外の機器

- 電鈴 DC24V150
- 発信機 木製保護箱付
- 空気管 ビニール被覆指定

前述のような場所に建つ社殿に昭和41年に設置した自動火災報知設備は、その後建物の軒廻りや床下および縁下など外部に取付けた差動式分布型感知器の検出部、特に受熱部の空気管が塩害によって、僅か数年で著しく酸化して不動作を生じ、その効力を充分に発揮するに至らなかった。また、建物の外部に取付く端子盤をはじめとした機器類にも酸化が目立つばかりか、電線の接続端子の一部などにも腐蝕が検出されるに至った。前述の通り建物の塗装の剥落、建物外部に取付く自動火災報知設備の機器の作動不能があり取替えた。ポンプ室の出入口扉・窓サッシなど塩害のため腐蝕していたので取替えた。どうやら建物内部の感知器が作動する程度であり、外部の警戒区域の早急な復旧と併せて、国庫補助事業にて自動火災報知設備の全面改修と、これを機会に能力低下した消火栓設備の加圧送水装置を取替えなど、全面的に整備改修工事を行い設備の充実を計った。

区分	差動式分布型感知器の配置	警戒区域	感知器 端子盤等
日沈宮 本殿	軒 桁 1	④⑤⑥	5P
"	床 下 1		E3
" 玉垣	軒 桁 2	本殿内陣と小屋裏を省略す	
" 拝殿	軒 桁 2	⑦	10P
" 内部天井2	内部天井2		E3
" 幣殿	" 1	幣殿軒桁を含む	
" "	縁 下 2	⑧	10P
" "	床 下 2		E3
観 所 } 廻 廊 }	軒 桁 2	①②③	10P
	廻 廊 2		E3
	内 部 2		
" "	床 下 2		5P E3
" "	天井 5	1 個	廻廊西側分 E3
社 務 所		⑩	既設受信機 P-1-30 E3
神の宮 本殿	軒 桁 1	⑫⑬⑭	5P
"	床 下 1		E3
" 玉垣 1			
" 拝殿	軒 桁 1	⑮⑯	5P
" 幣殿	内部 1		E3
" "	縁及床下 1		
楼 門	渡 廊 1	⑰	5P
"	軒 桁 1		E3
"	下 層 2		
"	縁 下 1		
門 客 人 社	外 部 1	⑱	10P E3
"	" 1	⑲	10P E3
宝 庫	内 部 1	⑳	5P
"	外 部 1		E3
札 所	内 部 2		5P E3
"	小屋裏 1	1 個	E3

当神社に自動火災報知設備を設置したその後、昭和41年12月15日政令第279号、消防法施行令別表第1に掲げる17項（重要文化財建造物等）に対して、自動火災報知設備が遡及適用されることになった。よって同43年には、国庫補助事業費の特別な増額があり、その後に於いても同設備の拡充と充実が行われてきた関係で、全国的に点在する文化財建造物などに設置した自動火災報知設備の過半数は、設備してからの経過年数も僅かであり、このため塩害による被害報告は少ないものといえる。

消防法施行令別表第1の17項以外の防火対象物では、温泉地のホテル又は宿泊所、あるいは化学工場・実験室・薬品室などに設置した自動火災報知設備が、腐食性ガスにより被害を蒙った話を時折聞く。前述のように文化財建造物ではこの種の被害はこれまで殆んどないが、今後、塩害による被害は、少なからず増加の傾向を示すであろう。この機会に日御碕神社の自動火災報知設備の全面改修に関連して、特に塩害の被害状況と対策としての機器取付方法、神社の概要を記し、今後の参考資料としたい。

これにより文化財建造物の自動火災報知設備に対し塩害から機器の保護対策が確立され今後の維持管理に多少の安堵感もたれる。